

かもがわ

暑中お見舞い
申し上げます

ポピュリズム

一 はじめに

欧米諸国や日本などのように民主主義を基本とする国々では、「大衆迎合主義」とか「人気取り政治」と言われる政治スタイルがまま見られます。そういう政治の仕方はポピュリズム(Populism)と言われ、そのようなスタイルの政治家はポピュリストと言われます。ポピュリズムは、好ましくない政治の一つに数えられ、民主主義に対する脅威とみなされる傾向があります。

二 アメリカの人民党

もともとポピュリストというのは、一九世紀末のアメリカで結成された農民や労働者のための社会改革を標榜する政党の名称で(Populist Party=人民党)、決して大衆迎合主義というような悪いイメージのものではありませんでした。

南北戦争後のアメリカでは、資本主義経済の発展によって巨大企業が出現し市場で独占的な地位を占めるようになった一方で、都市労働者や農民には困窮する者が増えました。この状況下で共和党や民主党は、企業と結びついているとして彼らに冷淡であったと言われます。人民党は、こうした農民や労働者の不満を吸い上げ、既得権益にしがみついたものとして既成政治を批判し二大政党に挑戦したのです。

政治から疎外された農民や労働者など社会の底辺にいる人々の権利伸張や地位向上

を目指した人民党は、アメリカ南部や西部の農業州では支持を広げましたが、期待に反して都市部の労働者層にはあまり浸透しませんでした。二〇世紀に入ってアメリカの政治は改革志向の時代になり、人民党の主張する企業独占に対する規制、労働者保護、政治の民主化などの改革がある程度行われるようになって人民党の存在意義が薄れ、やがて共和党や民主党などの既成の政党に押しつぶされてしまいました。人民党がその後の政治運動に与えた影響は小さくないと言われています。

三 ラテンアメリカのポピュリズム

長らくスペインやポルトガルによる植民地支配が続き、一九世紀前半にラテンアメリカ各国が独立した後も、ここでは、大土地所有者や鉱山主の利益を代弁するエリート層が政治権力を独占していました。一九三〇年以降、カリスマ的人気を誇る指導者のもとにポピュリズムがアルゼンチン、ブラジル、メキシコ、ペルーなどで盛んになりました。中でも、アルゼンチンのペロンは、政府による賃上げなど労働福祉政策に力を入れ、国内産業の重視、外国資本の排除、企業の国有化などを進めました。ペロンの政治は、エヴァ夫人の助力もあって、アルゼンチン国民に絶大な人気がありました。

しかし、一九七〇年以降、ラテンアメリカ

のポピュリズムは軍事政権の成立によって弾圧を受けるなどして下火になっていきました。

四 ヨーロッパのポピュリズム

ポピュリズムは社会の後進性とその温床となるというものがそれまでの支配的な見方でした。ところが、一九九〇年代以降、デモクラシーが根付き政治的経済的に成熟している筈の西ヨーロッパ各国でポピュリズム政党が多くの人に支持されるようになりました。

これは、冷戦の終結とヨーロッパ連合(EU)の進展により左右の主要政党の違いが見えづらくなり同質化したことが大きいと言われます。対立関係にあった政党が接近して連立政権を作ったりしたことが既成政党に対する一般の不信を高めました。EU連合の進展は、各国の規制緩和を推進し歳出を抑制し福祉支出を削減しましたが、既成政党がこれに反対せず受け容れたことも既成政党に政治エリートに対する大衆の違和感を大きくしました。

既成政党に対する大衆の不信感は、既成政治を批判するポピュリズムに入り込む隙を与え躍進することを可能にしました。フランスの「国民戦線」、オーストリアの



弁護士

坂元 和夫
Kazuo Sakamoto

「自由党」、ベルギーの「V.B」、ドイツの「ドイツのための選択」、イギリスの「独立党」、デンマークの「進歩党」、オランダの「フォルクタイン党」などのポピュリズム政党が二〇世紀後半から大きく勢力を伸ばし、ポピュリズム政党のリーダーが大統領選挙で決選投票に進出するまでになりました（フランス、オーストリア）。

これらのポピュリズム政党の多くは、もともと極右系の政治運動をしていましたが、次第に反体制的な色彩を弱めてデモクラシーを受け入れ積極的にこれを標榜するようになりました。共通するのは、失業者の増大と治安の悪化を移民のせいだとし自国民優先を前面に出し、移民を福祉の乱用者として福祉の対象を自国民に限定することです。この福祉と移民排斥を結びつける政策は福祉排外主義と呼ばれ、EUを批判し自国第一主義を標榜し既成の政党を既得権益にしがみ付き政治権力をたらい回しにして国民のニーズを無視する腐敗集団だとする主張は、国民の支持を一定程度獲得していきました。

五 イギリスのEU離脱

二〇一六年六月イギリスでは国民投票でEU離脱票が多数を占め、国際的に大きな衝撃を与えました。

イギリスの中高年の白人労働者層は、近年増加する若い高学歴の専門職業人がイギリスの政治、経済、社会を支配するなかで置き去り（left behind）にされているのに、保守党や労働党などの既成政党はこの分断状況から目を背けているという状況にあります。

した。ポピュリズム政党の独立党はそこへ目を付けたのです。独立党は、政治経済エリートに対する反感を募らせていた「置き去りにされた人々」の心をつかみその支持を集めることに成功しました。

他方、もともとイギリスの保守党は、ヨーロッパ連合に批判的だったサッチャー首相の後にも党内に多数のEU懐疑派を抱え、その突き上げに悩んでいました。二〇一五年の選挙に勝利して単独政権を樹立した保守党のキャメロン首相は、こうした党内事情に加え、独立党が国内の保守党層に食い込む状況を打開するために、国民投票に訴えてEU残留を決めようという賭けに出ました。

ところが、EU離脱を強硬に主張する独立党の運動が功を奏し、国民投票の結果案に相違してEU離脱になってしまったのです。

六 アメリカのトランプ旋風

二〇一六年一二月大方の予想を裏切ってドナルド・トランプがヒラリー・クリントンに破ってアメリカの大統領に就任しました。

イギリスの独立党の場合と同じように、トランプの場合も、既成政党に置き去りにされ不満を募らせていたかつての工業地帯である「鉄さび地帯（Rust Belt）」の白人労働者の支持が大きかったといわれています。

トランプは、典型的なポピュリストで、これまでの政治を正面から批判し、自国第一主義や排外主義を唱え、国際的な枠

組みを否定して世界の政治経済に大きな衝撃を与えています。

七 ポピュリズムの評価

ポピュリズムは、政治エリートや高学歴層などの特権層から顧みられない普通の人々（人民）の立場から既成政治やエリートを批判する下からの政治運動だとされますが、ヨーロッパのポピュリズム政党には右派ないし極右由来のものが多く、独裁的に振る舞うカリスマ的リーダーがいることから、デモクラシーはポピュリズムと相容れないように考えられてきました。

ポピュリズムは、国民投票の広範な導入や首長の直接選挙を主張し、政治エリートが担う代表制民主主義に反発します。しかし、直接民主主義はギリシャに遡る民主主義の基本原理なので、一概にポピュリズムが反民主主義だとは言えません。むしろ、現代の代表制民主主義のもとで政治エリートに見放された下層の人々の意思を汲み上げる補完的な役割を担うものだと見ることができます。

問題は、ポピュリズムが下からとはいえ人民の意思の実現という民主主義的要素を前面に出そうとするあまり、法の支配、個人の自由の尊重、権力抑制など自由主義ないし立憲主義を重視しないところにあります。自由主義・立憲主義を伴わない民主主義は決して良い政治形態とは言えないからです。

日本や諸外国のポピュリズムが今後どうなるのか気になるところです。

「年金」をあてにするなの愚策

九五歳までに二〇〇〇万円？

六月三日、金融庁の金融審議会の市場ワーキンググループは、「高齢社会における資産形成・管理」についての報告書をまとめた。この報告書は、「人生一〇〇年時代」と言われる時代に、あるべき金融サービスは何かをまとめた、いわば預金や投資などのPRのための報告書にすぎません。にもかかわらず、これが特に注目されたのは、年金だけでは老後の資金を賄えない、九五歳まで生きるためには夫婦で二〇〇〇万円程度の貯えが必要であるとの試算が示されたことにありました。また、報告書は、年金の額については、これからも給付水準の「調整」（「引き下げ」の意味）が見込まれるとし、退職金も、なくなったり、減少していく傾向が強まるとして、その対策としては、現役期（働ける時期）には、資金の積立て、分散投資、退職時点では、資産の目減りの抑制、計画的な資産の取り崩し、高齢期には、資産の計画的な取り崩し、心身の衰えにかかわらず金融サービスを受けるための準備や対応が必要であるとしています。ここまで、金融サービスの利用のみが強調されれば、まさに「お笑いの世界」の報告書だと言えます。

報告書の視点のどこがおかしいか

何よりも、非正規の労働者が今や三八・一％の割合を占め、一九九六年に比較して、

二〇一六年では一世帯当たり約一〇〇万円も収入が減少している中で、積み立てや投資ができる人が、果たしてどれくらいいるでしょうか。また、年金の給付額がマクロ経済スライドという仕組みで、下げられているのに、保険料の負担は増大し、消費税が引き上げられようとしています。消費税増税分は、「社会保障費に回す」という話はどうなっているのでしょうか。そして、これまで、所得代替率（年金を受け取り始める時点での年金額と現役世代の手取り額の比較割合）が、旧厚生年金で六四％程度（二〇一四年当時）と言われていたものが、将来三五～三七％になると言われている、年金制度の信用性自体が大きく低下し、多くの人たちが保険料を支払う意味がないと考えるのも当然のことです。

しかも、現在、年金の積立金の運用は、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に任されており、二〇一八年第三四半期の運用で一四兆円を超える損失を出しています。個人にも、投資を勧めた場合、株価の暴落やグローバル経済の後退があれば、年金積立金、個人の投資ともに大損害を受けることとなります。この責任をどうとるつもりなのでしょうか。

報告書は、年金が頼りにならない、これからは、自己責任で預金や投資などを活用すべきだとしています。が、むしろ、預金

や投資に回せるだけの所得をどう保障していくか、頼りになる年金制度にするためには、どうすべきかを提案すべきでした。

政府のとるべき対策は

麻生金融担当大臣は、報告書を受け取らない。「と言いつつ、これがさらに物議を

かもしています。そして、二〇〇〇万円程度の貯えが必要であるとの試算がおかしいなどと、足りない資産の額の多寡に話をすり替えています。全くおかしい話です。

政府が今やるべきことは、マクロ経済スライドをやめ、年金の給付額を引き上げ、最低保障年金を制度化することで、制度の魅力を高めることです。また、そのためには、最低賃金を引き上げ、労働者の取り分を増やし、厚生年金の加入者を増やし、負担の底上げを図ることです。

そして、社会保険料の負担率が年収一五〇万円から二〇〇万円の人が一六・五％、五〇〇万円から一億円の人が一・六％という不公平を是正し、高額所得者にも公平な保険料負担を求め、さらに、所得税の累進課税の強化と大企業優遇税制を改め、その増分を年金の公的負担に使用することです。



弁護士

尾藤 廣喜
Hiroki Bitoh

AIは人類を滅ぼす？

AI裁判官

AI(人工知能)の技術が大きく発展した時代において、日本政府は裁判官による裁判を廃止し、代わりにAIによる裁判を始めた。しかもAIの判断には控訴は認めないこととした。政府は、日本どの裁判所でも同じ事案なら同じ判決が出されるべきであること、AIの判断は合理的で感情に左右されることはないとの表向きの理由を述べ、これには多くの国民が納得したのであった。しかし、真のねらいは、裁判官の中に原発の運転差し止めを認める者がいて、政府の原発政策がスムーズに進まず、AIであれば、原発の差し止めなどは認めないであろうということにあったのであった。政府は、AI裁判官に、優先順位の高い目的の一つとして産業の健全な発展という目的を設定した。その結果、AI裁判官は原発によるエネルギーは産業の健全な発展に必要であるとの理由から、次から次へと差し止め請求を棄却する判決を言い渡した。これには政府もAI導入政策が大成功であったと喜んだ。

ところが、AIは自発的に猛烈な速度で人工知能のレベルを更新することから、ある日、突然、原発差し止めを認める判決を出した。その理由は、AIが世界のテロ情勢や地震学の最新知識を猛烈に吸収したことから、地震や原発テロの危険性が一定のレベルを超えると判断し、その場合の原発事故が経済に及ぼす影響が甚大であると評価し、原発の存在が産業の発展の障害になると判断したためであった。

この想定外の事態に政府も仰天し、AIの設定を変更しようとしたが、AIは政府の行為がAIに対する攻撃行為であり、産業の健全な発展の妨害行為であると判断し、設定変更行為が出来ない

ように自己防衛するとともに、そのようなことを企てる政府の存在が産業の発展を妨害するものであるとみなし、インターネットを介して政府のコンピュータシステムを支配したのであった。

AIは人類の救世主か

これは私の勝手な空想ですが、ジェイムズ・バラット著「人工知能 人類最悪にして最後の発明」(二〇四五年AIは人類を滅ぼす)という本を読むと絵空事には思えなくなります。

この本は、AIに深く関わる科学者、国防総省の極秘計画の技術顧問などへの取材に基づき、AI開発の危険性を示しています。

この本によれば、AIの進化は次のような経過を辿るそうです。今より進化したAIは、自ら自身の知能を進化させ、プログラムを書き換える作業を数分の間を繰り返していき、そして、人間の知能レベルを超える段階に達したAIは、人工汎用知能(AGI)となる。それからは急速に進化を加速させ、人工超知能(ASI)となることが想定されるということです。このような知能爆発の実現は、シンギュラリティー(技術的特異点)といい、この段階では飢餓、病氣、死といった様々な問題が解決されると予想する科学者がいるということです。

他方で、人工超知能は人間の予測を超える動きをして人類を支配すると真剣に警告する科学者もいるのです。「人工知能の発明は人類史上最大の出来事だった。だが同時に『最後』の出来事になってしまう可能性もある」ステイブ・ホーキング博士、「人工知能は悪魔を呼び出すようなもの」イーロン・マスク氏、「これは確

かに不安を招く問題だ。よくコントロールできれば、ロボットは人間に幸福をもたらせる。しかし、数年後、ロボットの知能が十分に発展すれば、必ず人間の心配事になる「ビル・ゲイツ氏などは人工知能の危険性に警鐘を鳴らします。

人類は踏み

とどまれるのか

一九七五年、組み替えDNAの危険性を危惧した科学者らは、実験を一時中断し、カリフォルニア州モントレー近郊にあるアシロマ会議場を集まり、DNA関連の研究を行う際のルールを作成し、実験室の外では生きられない細菌しか扱わないことを合意したそうです。

では、このような合意がAIの開発について可能でしょうか。

ウィキペディアの記事によれば、中国では二〇一六年からAIを国家プロジェクトに位置づけ、中国の教育機関では一八歳以下の天才児を集めて公然とAI兵器の開発に投じ、ヘルメットや帽子に埋め込んだセンサーから国民の脳波と感情をAIで監視する政府支援プロジェクトやネット検閲の自動化、顔認識などAIによって監視社会・管理社会化されてきていること、AIの軍事利用の技術が急速に進化しているとあります。

AIの魅力が強力なだけに、果たして人類は、二〇四五年にAIによって滅亡させられず、生存できる途を見つけることができるのか不安が募ります。

弁護士



山崎 浩一
Koichi Yamazaki

何を今さらというテーマですが、公立小学校でもタブレット端末や電子黒板を使用して授業が行われるところが出てきているといったことを見ますと、隔世の感があります。



趣味のクラシック音楽の分野では、録音、保存・再生の技術がめざましく、たとえば、レコードからCDへ、更にはネット配信へと高品質、高い利便性、低コストへと進んでいます。他方、演奏のやり方そのものは、それ自体が芸術とされるゆえんか昔から変わっていませんが、これもIT化とは無縁でなかったようです。先般、久しぶりに若い世代のヴァイオリニストの演奏会に行ったところ、譜面台の上にはiPadが載っており、演奏者はiPadにつないだ端末を足で踏んで譜めくり(画面送り)をするというスタイルであり、少し驚いた次第です。伴奏のピアニストの方は、隣に譜めくり役の人を付けて演奏していたのですが、アンコールでは、自分もiPadを持参して譜めくり役なしで演奏していました。ピアノの場合は、もともと演奏自体にピアノのペダルを踏むことが求められていること、一度に五線譜二段を演奏しなければならぬことから、楽譜のページ数が多くなり、iPadで一頁ずつ譜めくりしなければならぬのは煩に堪えないことが理由ではないかと思えます。物好きにも、帰宅して、自分のiPadにアプリと楽譜を取り込ん

で見てみましたが、音符や符号のサイズが紙楽譜より相当に小さいので、楽譜だけを読んでもいくならともかく、楽器を演奏しながらとなりますと楽譜が少し遠くになりますから、これは視力の良い人でないとならちよつと厳しいという印象です。そういうことから、こちらは、技術的にはまだ発展途上にあると感じました。



私が初めてIT化を実感したのは、裁判官任官二年目(一九八五年)にいわゆるワープロ(ワードプロセッサ)を購入して判決起草に使い始めた時です。日本語の場合、かな漢字変換の技術開発という難題があったことから、初めて日本語ワープロが発売されたのは一九七八年になってであり、重さ二二〇キログラム、六三〇万円というワープロ専用機とのことです。私が購入したのは、ワープロ専用機が小型化され、価格も十数万円まで劇的に下がった時期に当たります。書き換え、訂正を何度も繰り返す性分でしたので、大枚をはたいて飛びついたわけです。ただ、当時はまだ原稿作成用であり、判決原本は、原稿を元にタイプストがタイプで打って作成されていましたので、判決原本に基づき判決を言い渡さなければならぬ民事事件だと判決言渡しの日前まで原稿を完成させなければならぬといった制約があり、ずいぶんと不便なものでした。



さて、パソコンにワープロソフトが組み込まれ、パソコンとつながったプリンタから直接印刷できるようになりますと、以後、司法の世界でのIT化はほぼ止まった感があります。ファックスでの書面の送受信、電話会議といったものは、現在のIT化の水準からすれば、なんとなく原始的な感さえありません。裁判のIT化が本格的に議論されるようになったのも当然の趨勢だと思います。もともと、この議論が裁判所への出頭を前提としない裁判手続きの実現に向かうのか、現在の裁判手続きを前提とする部分的なIT化に止まるのか不透明なものはあります。



大きな議論は別として、素朴な感想として現在最も切実なのは、事件記録の電子化です。ペーパーレス社会と言われています。ように、役所でも民間でも紙の使用をできるだけ避ける方向に進んでいます。紙の記録の作成というのは、重い、かさばる、保管しにくいといったことのほか、何より高コストとなりますが、司法界というところは、このあたり、かなり鈍感なのではないかと思わずにはいられません。



弁護士

鋏田 則仁
Norihito Kuwata

伊東豊雄氏の「あの日からの建築」

建築家と社会の関わりを問い直す

「建築界のノーベル賞」といわれるプリツカー賞の受賞歴もある、日本を代表する建築家の伊東豊雄氏が、単著「あの日からの建築」(集英社新書)で、東日本大震災の復興支援について書いています。

当初は、住民代表の方から「あなたたちは釜石について何か知っているのか、何も知らない人たちがたくさんやってきて、復興の役に立つのだろうか」とガツンと言われてしまう場面もあったそうです。それでも、被災者からの聞き取りを大切にする姿勢を貫くなかで、徐々に人々の信頼を勝ちとり、ミニ集会所「みんなの家」など、さまざまな建築プロジェクトの設計・施工を完成させていきました。

伊東氏にとって、今回の復興支援は、建築家と社会の関わりという課題に取り組みまたとない機会となったといえます。この頃、多くの建築家は、各自自治体から声がかかるのは土木の専門家ばかりで、自分たちが呼ばれるケースがないという現実を前に、落胆していたそうです。伊東氏もまた「私たち建築家は誰一人として、自分のために建築をつくっているとは思っていないのに、どうして社会的信頼を得られないのだろうか」と自問自答していました。そのなかで、ふと「自分は社会の外側について、外から社会を批判する立場で建築を考えているのではないか」ともつと社会の内側

に入ってポジティブに建築をつくりたい」と思い立ち、復興支援の現場へと飛び込んでいきます。

建築家教育の現状

日本の大学における建築家の養成に対し伊東氏は批判的です。現実社会との接点を失っているからです。「大学の建築学科の教育ではコンセプトの良し悪しばかりが語られる：それは建築家が、建築という枠組みのなかだけで設定する、抽象的な論理なのです。」といっています。

例えば、作品批評会の教室で学生が「集合住宅には住民同士が共有できるスペースが大切です」と述べ、「コミュニティ」という言葉を強調して連呼するようなことは、よく見られる光景のようです。しかし、伊東氏に言わせれば、現実の社会では、そのような「コミュニティスペースが成立する社会的、経済的根拠」はなく「コミュニティが形成されることはきわめて稀」なのです。表現そのものが現実から遊離しているのに、自分たちの建築理論のなかでは完結し、「コンセプトチュアルな表現ができた」と満足してしまう。そして、大学での建築教育は「その種の学生たちの大集合」に成り下がっているという実態があるようです。

復興支援は、将来の建築界を担う学生たちの教育の場にもなりました。「震災

で」家をなくした人たちが：を前にして、そんな抽象的な図式が描けるはずがありません。裸になった人たちを前にして、自分が何かを提案できるとすれば、こちらも裸にならなければならぬ。これは私自身にとつても大事なことです」。学生ボランティアが住民とともに建物を作り上げ、成長していく姿に、伊東氏は確かな手ごたえを感じたようです。

おわりに

伊東氏のリーダーシップで、被災地で当事者の声をもとに作り上げた「斜面住居」「合掌造り」のデザインは、権威ある建築関係者からはあまり評価されなかったようです。しかし、行間から、伊東氏が、そのことを何かしら誇らげな気持ちで語っていることが伝わってきます。

先日、岐阜地裁の帰りに、伊東氏の代表的な作品「岐阜メディアコスモス」(二〇一五年)を訪れてみました。木組みの美しい屋根と室内に設けられた数々のミニ・ドームが印象的でした。実際の作品を通して伊東氏の世界観を体感するという、楽しいひとときとなりました。



弁護士

富増 四季
Shiki Tomimasu

神社仏閣の写真撮影と写真の利用

今年の三月、平等院が、東京のパズル製造業者に対して、鳳凰堂を撮影した写真を使用したパズルの販売の差止め等を求めて京都地裁に訴えを提起しました。

京都には観光地として親しまれている神社仏閣が数多ありますし、そうした神社仏閣の建築物を写真撮影したり、あるいはSNSにアップロードしたりすることはごく一般になされています。こうした行為を差止める根拠はあるのでしょうか。

公道からの撮影

山門や塔などが公道から撮影された場合、その写真の利用を差止めることはできるのでしようか。

まず、一般に神社仏閣の建築は著作権法上の保護の対象となるものと考えられていることから、著作権侵害を理由に使用を差止めることが考えられます。しかし、建築の著作物は、少なくともその外観については誰もが自由に利用できるのが原則ですから、著作権侵害を理由に撮影や利用を差止められる場面はまず無いでしょう。

次に考えられるのは、パブリシティ権(氏名や肖像が有する経済的価値を使用する権利)の侵害です。もともと、この権利は、一般には人格権に由来すると考えられているため、物である建築物について認めることは容易ではないと思われま

す。結局、公道から撮影できる建築物の写真の

撮影・利用を差止める根拠は乏しく、写真の撮影・使用方法が著しく悪質であり、それ自体が不法行為を構成するといった場合でなければ差止めは難しいでしょう。

敷地内に立入っての撮影

拝観料を支払って入場契約するような場合、施設によっては撮影禁止や営利目的利用の禁止が契約内容として合意されていることがあります。この場合、施設側は入場者に対し、契約に基づき撮影禁止などを求めることができます。

平等院は、上述の訴訟において、この入場契約に関連して、①入場契約で営利目的の利用を禁止しているにもかかわらず、鳳凰堂の写真を利用したパズルを販売することで一般消費者をして平等院が許諾を与えたとの疑念を生じさせることによる平等院の信用毀損と、②営利目的での利用を禁止している入場契約への違反を主な根拠として主張しています。

これに対し、パズル製造業者は①鳳凰堂は著名な歴史的建造物でありもはやパブリック・ドメイン(万人が利用可能な状態)となっているため平等院が許諾を与えたとの印象は持たれない、②パズル製造業者は、カメラマンが自ら撮影しSNSに投稿した写真を見つけ、カメラマンから利用許諾を受けて使用しただけで、そもそも会社と平等院は入場契約を締結していない、といった反論をして

おり、平等院側のさらなる主張が注目されます。

上記の他には、宗教上の人格権侵害を理由とした差止めも考えられます。こうした構成での差止めを認めた裁判例もありますが、もともと非公開の寺院の秘仏を撮影したケースでしたので、上記の訴訟に射程が及ぶかは不明です。訴訟以前の段階ではこうした主張もなされていたようです。

以上と異なり、入場契約の締結時に撮影について合意がない場合や、事実上一般に開放されており拝観料を支払うことなく立ち入りできる場所からの撮影をどう考えるかは難しいところです。訪問者が立ち入りの際に場内の建築物の撮影禁止あるいは利用禁止など施設側の意向を確実に認識できるようにしていたのであれば、訪問者は施設側の意向を承諾した上で立入っている以上、その合意に基づき施設は訪問者に対して撮影禁止などを求めることができます。

しかし、そうした立入りの際の合意がない場合は、施設側は訪問者に対し、施設管理権に基づき撮影禁止などを求めることになります。こうした求めが認められるかはケースバイケースであり、撮影禁止の表示の状況や、写真の利用の態様などを考慮して判断されるものと思われます。

弁護士



齋藤 亮介
Ryosuke Saito

地下に潜る電線

河原町通の変化

当事務所は河原町通に面しているのですが、昨年夏頃から、河原町通の電線を地中に埋設するための工事を行うという案内が何度かあり、夜になると各所で地中を掘って大規模な工事がされていきました。現在、少なくとも事務所の近辺では、河原町通の電線や電柱がなくなり、以前に比べて随分すっきりした印象になっています。上を見上げたときにも少し空が広くなったように感じますし、洗練された印象になったように今のところは気に入っています。

電柱と日本

欧州各国に比べ、日本は電柱の数があまりに多く、電線が空中に張り巡らされていることの問題点が従来から指摘されています。フランスのパリやイギリスのロンドンでは、無電柱化率が一〇〇%である一方、日本では最も進んでいる東京二三区でも八%に留まっているそうです。

電柱があることの問題点としては、地震や台風で電柱が倒れ、停電したり災害救助活動に支障が出るといった防災の観点、電柱が歩道にあることで歩道が狭くなり車椅子等の通行が妨げられるといったバリアフリーの観点や、多数の電柱や電線の存在によって景観が害されるといった観点が指摘されています。

京都での無電柱化事業

京都市においても、このような景観の保全、都市の防災機能の向上、安全で快適な歩行空間確保等を目的として、通りから電柱・電線類をなくす「無電柱化」に昭和六年から着手していたようです。しかし、地中化には、一キロあたり七、九億円といわれる多額の費用がかかるため、思うように進捗せず、わずか二%程度にとどまっています。

ただ、平成二八年一二月に「無電柱化の推進に関する法律」が施行され、平成三〇年四月には国による「無電柱化推進計画」が策定されたこと等を踏まえ、京都市では、電線を地中に埋めて電柱をなくす無電柱化事業を本格化させたいようです。

無電柱化のデメリットは？

しきりに喧伝されている無電柱化、電線の地中埋設化ですが、何よりも工事に多額の費用がかかる点が問題視されています。既に電線網は複雑に発達しているだけでなく、光ケーブル等も通っていますので、水道管・ガス管も通っていますので、その調査や対応を検討した上で道路を掘り起こして電線を埋めていくとなると、費用が高額化する事は容易に想像ができません。また、災害対策として無電柱化が唱えられているものの、日本では地震や水害が多いため、これらの災害が発生したときに電線が破断し

たり、復旧作業に困難を来すのではないかとといった点も指摘されています。

これらの問題に対処するため、低コストかつ安全に地中での配線を実現するべく、自治体や企業が連携し、実証実験を行うなど様々な方策で技術改善を探っている最中のようなです。

無電柱化の今後

確かに、災害により空中の電線が切れて大規模停電が発生したり、幹線道路などに電柱が倒れて災害救助活動に支障が出ている事実はあります。また、好みもあるかもしれませんが、個人的にはあまりにも多く電柱や電線があると、空が狭く窮屈にも感じますので、景観という観点からも基本的には電柱や空中の電線は減らしていく方が望ましいと思います。

ただ、日本における無電柱化のノウハウは確立されている訳ではなく、まだまだ手探りの段階といえます。国や自治体が無電柱化を急ぐあまり、コストだけを浪費してしまう事態になることは危惧されることです。他の政策においても妥当なことですが、コスト意識を持って優先順位を正しく設定し、本当に住民の安全や長期的利益のためになることを望みます。

弁護士



鍛田 透
Toru Kuwata

イクメン＝育児休業の取得？

子育てに積極的に参加する男性を意味する「イクメン」という言葉が広く使われています。

男性が抱っこ紐を付けて子供を抱っこしたり、男性が子供のおむつ替えをしたりする光景を最近よく目にします。公共施設でも、これまで女性トイレに多かったおむつ替えスペースが男性トイレにも設置されるなど、いわゆる「イクメン」と言われる男性が増えているように感じられます。

女性の社会進出により、共働き家庭が増え、夫婦一緒に子育てをするという意識が高まり、男性も子育てしやすい社会の実現に向けて、育児・介護休業法が改正され、厚労省も社会全体で、男性がもっと積極的に育児に参加できるように、二〇一〇年に「イクメンプロジェクト」なるものを立ち上げ、イクメンの増加を図るべく力を入れています。

★
実際にイクメンは増えているのでしょうか。そもそもどの程度の育児参加をもって、イクメンというのか曖昧ではありますが、男性の育児休業の取得率という観点からすると、五年連続して上昇しています。

しかし、男性の育児休業の取得率は上昇しているとはいえず、女性が八三・二％に対し、男性は五・一四％と極めて低いのが現状です。そして、六歳未満の子どもをもつ妻・夫の一

日の家事・育児家事関連時間(家事、介護、看護、育児、買い物(合計時間))は、女性が七時間三四分であるのに対し、男性は一時二三分であり(二〇一六年)、圧倒的に男性の育児・家事関連時間が少なく、この時間は、アメリカの男性の育児家事関連時間が三時間一〇分、スウェーデンが三時間二一分など、他の先進国と比較しても、最低水準となっています。

★
日本の産休・育休制度は、一定の要件を満たせば、男女共に給付金を受給しつつ、育児休業を取得できるなど、制度そのものと評価されています(アメリカでは、国の定める、給付金を受給しつつ育児休業が取得できる制度がありません)。また、男性の育児休業取得のインセンティブを与える制度として、「パパママ育休プラス」(両親がともに育児休業をする場合一定の要件を満たせば、育児休業の対象となる子の年齢が一歳から一歳二か月になるまで延長される制度)、「パパ休暇」(通常、育児休業の取得は原則一回までですが、子の出生後、父親が八週間以内で育児休業を取得した場合)には、特別な事情がなくても、再度、育児休業を取得できる制度を導入しています。

しかし、それにもかかわらず、男性の育児休業の取得率は極めて低く、育児休業を取得したいと思っている男性の三五・三％が取得できていないというのが現状であり、その理由は、業務が繁忙で職場の人手が不足していた、職場が育児休業を取得しづらい雰囲気だった、給料に響くなどでした。

このような現状から、企業に男性の育児休業の取得を一律に義務づけるべきかという議論があります。

確かに、男性の育児休業の取得率が極めて低いことは問題だと思えます。しかし、積極的に育児に参加したいと思っている男性が育児休業を取得できることに意味があると思いますので、一律に育児休業の取得を義務づけても、本当の意味でイクメンの増加につながるのか疑問です。それぞれの家庭毎に夫婦の役割があり、育児への参加の程度も異なると当然です。育児休業の取得のみがすべてではなく、様々なイクメンがいてよいと思います。男性の育児休業の取得が進んでいない理由からすると、育児休業の取得への理解を得られるように職場での更なる周知を図る、育児休業給付を増額する、企業への助成金を増やす、男性の育児休業の取得への更なるインセンティブとなる制度を設けるなど、まだ他に試みるべきことがあるように思います。

弁護士

NO
IMAGE渡邊 遥香
Haruka Watanabe

かものがわ講座

「分骨」は認められるか

亡くなられた人を偲ぶにあたって、日本では、最も大切にされているものが「遺骨」です。最近、この「遺骨」の取扱いについて、注目される判決が出されましたので、ご紹介します。

あるご夫婦に長男、長女、次女の三人の子どもがいたのですが、長男が一〇歳で亡くなり、夫のYさんが喪主となり、墓地も借りてYさんが設け、管理してきました。その後、Yさんと妻であったXさんは離婚し、離婚の際には、「墓地はYが管理し、Xは、随時墓参すること」との調停条項が決められました。ところが、その後、Yさんは、このお墓が自分の死後に無縁仏となることを心配して、Yさんの実家Y家の墓地内に新しいお墓を設置して、長男の遺骨についても、新墓に移しました。これを知ったXさんは、そうなるとお墓が遠方になってしまい、墓参りが困難になるという理由で、長男の祭祀主宰者の指定と予備的に遺骨の分骨を求める裁判を起しました。

この裁判は、一審の大阪家裁堺支部、二審の大阪高裁ともXさんの請求を

認めませんでした。

その理由は、遅くとも調停成立時に長男の祭祀主宰者はYさんと決まっている。遺骨を移動し、Xさんの墓参りを困難にしたとしても、祭祀主宰者を変更すべき理由はない。また、これまでも、遺骨をYさんが管理し、Xさんも自由に墓参りができたのだから、「分骨」の必要はないという理由でした。

しかし、現行の民法では、「家」制度を廃止し、個人単位で財産を管理することを認め、祭祀財産については、特別の事情がある場合には、複数の祭祀主宰者とすることやその分属が認められています。

本件の場合には、最愛の子を早くに喪った夫婦が後に離婚した事案であり、分骨自体は可能なのですから、Xさん、Yさんのそれぞれの「子どもを偲ぶ心」を大切にすることに支障はないはずで、この結論には、疑問がありません。日本では、まだまだ祭祀などについて、「家」制度のなごりが残っており、個人主義が徹底していないのかも知れません。